

広域的な災害対策活動の内容と
必要となる広域防災拠点の機能等

目 次

1	広域的な災害対策活動の内容の整理.....	1
(1)	広域的な災害対策活動の必要性.....	1
(2)	地方公共団体と国の役割.....	1
(3)	広域的な災害対策活動の内容.....	2
2	広域的な災害対策活動の実施のために必要となる広域防災拠点の機能等の整理.....	3
(1)	広域的な災害対策活動の実施のために必要となる広域防災拠点の機能.....	3
(2)	広域防災拠点の機能から導かれる必要な要件.....	4
3	中核的な広域防災拠点について	5
(1)	中核的な広域防災拠点の機能.....	5
(2)	中核的な広域防災拠点の機能から導かれる必要な要件.....	6

1 広域的な災害対策活動の内容の整理

(1) 広域的な災害対策活動の必要性

大都市圏においては、都府県境にまたがる稠密な市街地が連坦している地域が多く、一体として生活圈、経済圏が成り立っていることから、広域的で甚大な災害が発生した際には、圏域全体として災害対策活動を行うことが必要である。

このような状況においては、地方公共団体が実施する地域的な災害対策活動とともに、これを支援する、救援物資の中継・分配、災害医療支援、応急・復旧資機材等の広域輸送、トラック、ヘリコプター等の輸送手段の確保及び運用、広域支援部隊の投入等の広域的な災害対策活動を行う必要がある。

広域的な災害対策活動は、複数都府県市にまたがる広域的な圏域全体にわたりに行われる活動であり、国、都府県、市町村、地区レベルで連携・連動して行われる必要がある。そのためには、情報通信、陸・水・空の様々な交通手段の活用等により広域防災拠点、地域防災拠点等の災害対策活動の拠点の連携が確保された広域的な災害対策活動の体制の構築を図る必要がある。

(2) 地方公共団体と国の役割

防災対策については、一義的には地方公共団体が実施するものであり、ひとたび災害が発生すれば、地方公共団体は直ちに災害対策本部を設置し、地域的な災害対策活動を展開する。

しかしながら、広域的かつ激甚な被害をもたらす大規模災害時には、自都府県のみならず相互応援の関係にある隣接都府県も被害を受けている場合があることから、被災都府県が単独では対応することが困難な事態が想定される。また、全国・海外から被災地域に救援物資や人員が投入されることになるが、複数の地方公共団体が同時被災した場合にはその配分調整や広域輸送ルートの確保、輸送手段の確保調整等が必要となる。このため、地方公共団体単独では対応することが困難な対策等に関して、国と地方公共団体、関係機関が連携を図りながら広域的な災害対策活動を展開する。

なお、政府中枢においては緊急災害対策本部（又は非常災害対策本部）が設置され、災害対策の基本方針を決定するとともに、想定外の事態に直面した場合には制度的枠組みの検討・決定、高度に政治判断が必要な事象等が発生した場合の最終判断等が行われる。

(3) 広域的な災害対策活動の内容

広域のあるいは激甚な被害をもたらす大規模震災時には、まず、発災後直ちに被災県市において災害対策本部が設置され、救出・救助活動や消火活動等の地域的な災害対策活動が開始される。また、国においては、政府中枢に緊急災害対策本部（又は非常災害対策本部）が設置されるとともに、必要であると認められる場合は、現地対策本部が設置されることになる。

国と地方公共団体等による合同現地対策本部については、地域的な災害対策活動と連携・調整を図りながら、被災情報の一元的把握と分析、全国からの食糧・毛布・衣類・医薬品等の救援物資の調達及び配分調整、輸送ルート・輸送手段の確保、全国からの緊急消防援助隊・広域緊急援助隊・自衛隊等の広域支援部隊及び応急危険度判定士等の災害ボランティア等の受入れ・配分調整、海外からの支援要員・救援物資の受入れ及び現地派遣・配分調整（領事館等との連携を含む）等の広域的な災害対策活動を行うことになる。

このような国と地方公共団体等が連携して展開する広域的な災害対策活動としては、例えば次の事柄が考えられる。

【広域的な災害対策活動の例】

- 情報収集活動の役割分担の調整
- 被害情報の収集・分析
- 海外からの支援部隊、救援物資の受入れ、配分調整（領事館等との連携）
- 重篤者の広域搬送に関する調整
 - ・ ヘリコプター等の投入可能量、後方医療機関での重篤者の受入可能量の把握
 - ・ ヘリコプター等の配分、使用する拠点、具体的な搬送計画の調整
- 広域支援部隊の投入に関する調整
 - ・ 広域支援部隊の投入可能量の把握
 - ・ 広域支援部隊の被災府県への投入量、投入ルート等に関する調整
- 広域輸送に関する調整
 - ・ 備蓄等救援物資の調達
 - ・ 道路啓開、交通規制の調整（優先順位等の決定）
 - ・ 救援物資の配分量、輸送ルート等の調整

等

2 広域的な災害対策活動の実施のために必要となる広域防災拠点の機能等の整理

(1) 広域的な災害対策活動の実施のために必要となる広域防災拠点の機能

救援物資の中継・分配機能

大規模震災時においては、被災地域外から被災地域内への救援物資（水、食糧、医薬品、応急復旧資機材等）の中継輸送、集積、荷さばき、分配等を行う必要が生じることから、各種交通基盤（陸・海・空・水）と連携した緊急物資の中継・分配機能が必要である。

広域支援部隊の一次集結・ベースキャンプ機能

大規模震災発生直後から全国より参集する広域支援部隊や救護班、NPO・ボランティア等の一次集結、宿泊、連絡等を行うことができる機能が必要である。

海外からの支援物資・人員の受入れ機能

大規模震災が発生した場合、国内のみならず国外からも多くの物資・人員の支援が寄せられることが想定される。海外からの支援物資・支援人員（NPO、ボランティアも含む）の受入については、税関、検疫、入国手続き等が必要であることから、これらの諸手続きを行うための機能が必要である。

災害医療支援機能

特に緊急な対応を要する災害医療については、被災地域外から医薬品や医療用資機材・設備が輸送されるまでの間であっても対応できるよう、被災地域内の医療活動を支援するための医薬品、医療用資機材・設備の提供、後方医療機関に重篤者を搬送するためのヘリコプター及びヘリポートの確保等が必要である。

物資等の備蓄機能

被災地域外からの救援物資が輸送されるまでの間であっても救援を実施し、かつ初動段階において迅速に総合調整や要員の活動等を支援するため、水、食糧、医薬品、応急復旧用資機材等を備蓄できる機能が必要である（必要に応じ地域の被災者のための備蓄も行う）。

(2) 広域防災拠点の機能から導かれる必要な要件

救援物資の中継・分配機能

- 被災地域外から被災地域内への物資輸送の中継地点となるよう、陸上、海上、航空の各交通基盤との連携を確保する。
- 複数の交通手段の活用が可能となるようにする（交通のリダンダンシーの確保）。
- 被災地域外から搬入される大量の物資の集積、荷さばき、分配等が可能なスペース及び大量の車両等の滞留スペース等を確保する。
- 電気、水、トイレ、情報・通信設備等を確保する。
- 各方面からのアクセスを考え、方面別などに分散する。

広域支援部隊の一次集結・ベースキャンプ機能

- 全国各地からの要員の集結に支障を来さないよう交通基盤との連携を図る。
- 電気、水、トイレ、情報・通信設備等を確保する。
- テント等の設営が可能な十分なスペースを確保する。
- 発災直後においては各地からの大量のNPO・ボランティア等を被災地域が直接受け入れることにより、被災地域に過剰な負担や混乱が生じる恐れもあることから、受付窓口の設置や関係機関との情報の共有化を図ることができるようにする。
- 広域支援部隊の特性や活動内容にも配慮する。

海外からの支援物資・人員の受入れ機能

- 救援物資の中継・分配機能や広域支援部隊のベースキャンプ機能等を持つ広域防災拠点との連携・調整が可能となるようにする。
- 救援物資等については、手続きの簡素化・円滑化及び被災地域外から被災地域内への輸送を考慮する。
- 支援要員については、被災地域等に係る情報の提供、移動手段、宿泊場所、現地通訳等の確保が必要であるため、領事館等との連携も考慮する。

災害医療支援機能

- 搬送用ヘリコプターや救護班等の派遣のための情報共有化を可能にする情報・通信設備を確保する。
- 医薬品、医療用資機材・設備等の備蓄が可能となるようにする。

- 緊急時におけるヘリコプターの離発着が可能なスペースや施設を確保する。
- 災害拠点病院や後方医療機関との連携を確保する。

物資等の備蓄機能

- 備蓄物資・資機材等を迅速に被災地域等へ輸送することが可能となるよう、救援物資の中継・分配機能、災害医療支援機能等と一体的に組み合わせる。

3 中核的な広域防災拠点について

中核的な広域防災拠点とは、国の現地対策本部、被災縣市及び指定公共機関等の責任者からなる合同現地対策本部として、災害情報を集約・分析し、都府県境を越える被災地全体に関わる広域的な災害対策活動の総合調整を行う現地の司令塔として機能し、かつ、広域的な災害対策活動を効果的に展開するために必要な広域防災拠点の機能を併せ持つものである。

中核的な広域防災拠点は、災害対策活動の対象となる地域の都市構造、被災特性、防災体制の現状等から広域的な対策活動を効果的に展開するためのオープンスペース等を予め確保しておく必要があるなどからその必要性の有無が判断されるものであり、必ずしも全ての広域防災ネットワークにおいて必要であるというものではない。中核的な広域防災拠点が予め用意されていない場合については、合同現地対策本部は、被災地に存する国や地方公共団体の防災拠点、庁舎等に設置され则认为られる。

(1) 中核的な広域防災拠点の機能

大規模震災発生直後においては、災害情報の集約・分析、広域支援に関する情報の集約及び物資・人員の配分調整、後方医療機関及び広域搬送手段の確保・配分調整等を円滑かつ迅速に実施することが求められることから、被災地域全体に関わる広域的な災害対策活動の総合調整を行う機能が必要である。総合調整機能を発揮するためには、被災縣市の責任者及び指定公共機関等の責任者に加え、自発的支援活動との連携・調整及び活動支援を図る上で、NPOやボランティア団体のリーダー及びコーディネーターを加えておくことも重要である。

また、中核的な広域防災拠点は、広域的な災害対策活動を効果的に展開するために必要な広域防災拠点の機能を併せ持つことが必要である。

(2) 中核的な広域防災拠点の機能から導かれる必要な要件

総合調整機能を発揮するためには、以下の要件が必要である。

- 国及び被災県市等の関係機関の参集に困難を来さないこと。
- 稠密な市街地の広がりや近接性があること。
- 広域交通ネットワークとの連携が図られ、交通・輸送の代替性に鑑み、可能な限り多様な交通手段が確保されていること。
- 広域的な災害対策活動の展開に必要な情報を集約・発信・共有化できるよう、情報・通信設備が確保されていること。
- 災害時における施設運営に必要な電気、水等が確保されていること。
- 液状化の恐れ等がない又はそのような危険性のある場合は必要な措置により安全性が確保されていること。

また、広域的な災害対策活動を効果的に展開するために必要な広域防災拠点の機能を併せ持つことに関しては、広域防災拠点において求められたそれぞれの機能から導かれる必要な要件を満たすことが必要である。

■ 論点の整理 ■

1．名古屋圏における広域防災拠点の機能と配置の考え方の検討について

名古屋圏における広域防災拠点の機能と配置の考え方については、以下のような項目について検討を行うことが必要。

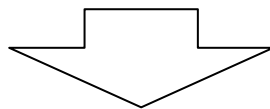
- 名古屋圏における広域的な災害対策活動の実施のために必要となる広域防災拠点の機能は何か。
- 既存の防災拠点や民間の利用をどのように考えるか。
- 広域防災拠点は平常時にどのように活用すべきか。

2．名古屋圏における中核的な広域防災拠点の必要性の検討について

甚大な被害を伴う大規模災害が発生した場合には、国の現地対策本部が国の防災拠点、被災地の関係県市の庁舎等に設置されるが、広域的な災害対策活動が行われる場合には、関係県市、関係公共機関等の責任者もそこに参集し、合同現地対策本部として機能することが必要となる。

一方、広域的な災害対策活動を効果的に展開するためのオープンスペースを予め用意し、その地に合同現地対策本部を設置し、いわば中核的な広域防災拠点として機能させるということが考えられる。

中核的な広域防災拠点の必要性の有無は、災害対策活動の対象となる都市構造、被災特性、防災体制、利用可能な既存施設の現状等をもとに検討し、判断すべきものであり、名古屋圏においてもこれらの観点からその必要性を検討する必要がある。



今回の検討結果を踏まえ、次回（第3回）において「名古屋圏における広域防災ネットワーク整備に関する基本的考え方」を提示し、検討していただくことになる。